

安易に借金をしてはいけません ～多重債務に陥らないために～

① 多重債務の恐ろしさ

消費者金融（ローン）やクレジット（注）の安易な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「**多重債務**」に陥るケースが増えてきており、問題になっています。中には、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれてしまった人もいます。

（注）クレジットカードによる商品の購入、分割払いによる商品の購入などが例。

消費者金融の利用者は
約1,400万人！！
少なくとも8.5人に1人
は利用！！



② ローンもクレジットも借金です

ローンには、教育ローンや自動車ローンのように使い道が限定されたものと目的を問わないものがありますが、使い道が自由なローンほど金利が高い傾向にあります。

また、利用者は、お店で**クレジットカードを提示**することなどで、後払いで商品を購入することができます。

消費者金融会社からの借入れもクレジットカードの利用も、「**借金の契約**」です。その契約に基づいてあなたはあとでお金を支払っていかねばなりません。

5件以上の利用者は
約230万人
これらの者の
平均借入総額は
約230万円

③ 金利の負担に注意しましょう

毎月の返済額は同じでも、**高金利ほど返済負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります。**

※ 現行法上、年利29.2%を超えて業として貸付けを行うと、貸し手は刑事罰の対象となります。なお、15～20%を超える金利は無効で、借り手には返済義務はありません。（④参照）

〔 100万円借り入れて毎月2万5千円返済する場合の元利負担と返済期間 〕

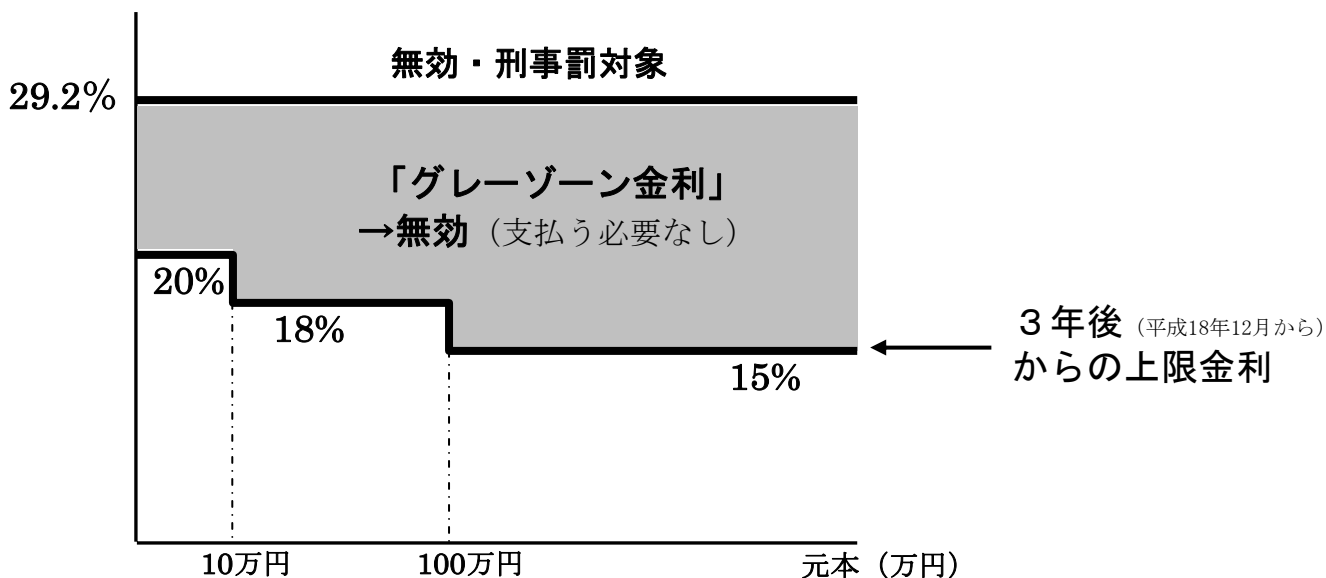
- ・年利 5% 110万円（3年9ヶ月）
- ・年利 15% 139万円（4年8ヶ月）
- ・年利29.2% 377万円（12年7ヶ月）

④ グレーゾーン金利は支払義務はありません

15~20%超 29.2%以下の金利部分はグレーゾーン金利と呼ばれています。

グレーゾーン金利は無効であり、支払う必要はありません。ただし、現行法では、任意の支払いで、かつ貸金業者が法令で義務付けられた書面交付を行っている場合は、グレーゾーン金利でも支払った場合には有効となる場合もあるので注意が必要です。

なお、法改正により、グレーゾーン金利は平成18年12月からおおむね3年を目途に廃止されます。



⑤ 多重債務に陥らないために注意すること

ローンやクレジットを利用する際の注意点をまとめました。

- ① それは本当に必要なお金（もの）ですか？
- ② いま利用して大丈夫ですか？
- ③ 利用しすぎていませんか？
- ④ 金利はどのくらいかかりますか？
- ⑤ 借金返済のための借金ではないですか？



⑥ 多重債務に陥ってしまったら

万が一、努力しても借金を返済できない状況になってしまった場合、返済のために新たな借金をしてはいけません。問題を悪化させるだけです。多重債務問題の相談窓口へ速やかに相談し、解決策を立てましょう。窓口としては、下記のような団体があります。

- (財)日本クレジットカウンセリング協会 電話 03-3226-0121
- 日本弁護士連合会 電話 03-3580-9841
- 日本司法書士会連合会 電話 03-3359-4171